

新人技師の皆さまへ

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
会長 田中 宏



このたびは、診療放射線技師国家試験合格おめでとうございます。

医師・歯科医師・診療放射線技師・看護師などの資格は、国家試験合格し登録と同時にその身分が与えられる。つまり病院や診療所に属さないフリーの技師としても診療放射線技師業務が可能となる。それに対し、弁護士・税理士・司法書士・行政書士などの士業（サムライ業）は国家試験に合格したのち、職能団体に登録する必要がある。弁護士であれば日本弁護士連合会、行政書士であれば日本行政書士連合会などがあり、登録には数十万円という費用がかかるが、未登録でその職種を名乗ると罰金刑になる可能性もある。士業として独立して行うためには必ず職能団体に加入しなければならないし、何らかの理由で適性を欠く者は登録を拒否される可能性がある。実は、私も平成3年に行政書士国家試験に合格しているが、日本行政書士連合会に登録していないので正式には行政書士ではないし名乗ることは違法となる。診療放射線技師免許を得た皆さまは、免許を得た時点で私たちの仲間となったのである。さらには良くも悪くもマスコミで報道されるときには「診療放射線技師」と表示されることになる。

診療放射線技師を目指した理由はさまざまであると思うが、技師会の会長という立場でお願いをさせていただくのであれば、ぜひ、日本診療放射線技師会および各都道府県技師

会に加入していただきたいと願う。技師会は国民や県民のために私たちに何ができるかを考え、実現していく団体である。社会や世の中が変わるにはそれなりに時間がかかる。しかし、小さなこと、大きなことをあきらめないで「国民の公衆衛生の向上および国民保健の維持発展」に向かってさまざまな企画を行っている。そのために、個々の診療放射線技師が研鑽するだけではなく、行政や立法にさまざまな手段で働き掛けている。診療放射線技師として働き掛けができるのは学会ではなく、職能団体である技師会だけである。

先輩診療放射線技師としてアドバイスさせていただくとすれば、診療放射線技師としての専門知識だけでなく医療全般の幅広い知識を有していただきたい。それは診療放射線技師の前に医療人であるからである。また院内の組織だけでなく、外部の組織に属しその運営に携わっていただきたい。そこには組織や個々のメンバーに目的があり、企画を立案して実行していく。そのために喧々諤々の議論をするだけでなく、意見の違う者たちと協調し、実現していくというプロセスを学ぶことができる。どんな正論を唱えても、協調性がなければ目的は達することはできない。人は一人では生きていくことはできないし、自分一人ですることは極めて限られている。そこで学んだことは職場においても必ず役に立つ。身近な組織でいえば、研究会などである。

カッコイイ社会人、医療人、診療放射線技師になっていただきたい。